

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和6年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	65,558 千円
(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	897,037 千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】 (単位:千円)

区 分		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)
社会福祉	社会福祉費	22,856	2,232	0	20,624	2,428
	障害福祉費	162,517	115,582	335	46,600	5,485
	老人福祉費	20,824	685	6,184	13,955	1,643
	児童福祉費	241,401	164,817	488	76,096	8,958
社会保険	国民健康保険事業	24,442	16,865	0	7,577	892
	後期高齢者医療事業	138,737	24,600	0	114,137	13,435
	介護保険事業	125,994	7,909	0	118,085	13,900
保健衛生	保健衛生費	139,342	147	118	139,077	16,371
	健康増進事業費	17,742	0	0	17,742	2,088
	母子衛生費	3,182	147	0	3,035	357
合計		897,037	332,984	7,125	556,928	65,558

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。